

# 地区防災計画の提案に係る手続について

## 1. 趣旨

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の2の規定に基づく、地区防災計画の提案（以下「計画提案」という。）に係る手続について、必要な事項を定めるもの

## 2. 計画提案できる者

当該地区の居住者又は事業者

## 3. 提案時期

通年

## 4. 提案場所

津市危機管理部防災室、各総合支所地域振興課

## 5. 提案に必要な書類等

- (1) 地区防災計画提案書（提案を行う全員の氏名・住所・連絡先を記載）
- (2) 地区防災計画（素案）
- (3) 地区居住者等であることを証する書類（免許証写し、住民票抄本等）
- (4) 登記事項証明書（事業者の場合）

## 6. 計画提案の結果

津市防災会議において計画提案の内容を審査し、当該計画を採用する場合は、提出された計画素案の一部又は全部を津市地域防災計画に位置付けます。

一方、津市防災会議において津市地域防災計画に位置付ける必要がないと判断した場合は、その旨及びその理由を提案者に通知します。

## 7. 留意事項

地区防災計画（素案）の内容が津市地域防災計画に抵触してはいけません。

## 手続の流れ

### ① 地区防災計画の作成

地区居住者等において自主的に作成・提案することを基本とします。また、平時より地区コミュニティが行われている一定のまとまりのある範囲を基本とします。

### ② 地区防災計画提案書の提出（計画提案）

必要書類等を添付します。

（地区防災計画提案書、地区防災計画（素案）、地区居住者等であることを証する書類等）

### ③ 津市防災会議による判断

地域防災計画への盛り込みの要否を判断

- ・提案書に不備はないか
- ・活動の実体はあるか
- ・地区の理解は得られているか
- ・行政との連携は可能か など

否の場合

要の場合

### ④ 津市地域防災計画への盛り込み

### ⑤ 計画提案の結果通知

津市地域防災計画に位置付ける必要がないと津市防災会議が判断した場合は、提案者に通知します。

津市 危機管理部 防災室

〒514 - 8611 津市西丸之内23番1号

TEL : 059-229-3104 / FAX : 059-223-6247

E-mail : 229-3104@city.tsu.lg.jp